

## 世田谷区立北鳥山地区体育室における指定管理者の自主事業について

### 1. 自主事業について

指定管理者は、施設の設置目的に合致すること、本来業務に支障をきたさないこと等の条件の下、指定管理者の責任と費用により区の承認を受けて自主事業を行うことができます。この自主事業は、**営利、非営利に関わらず実施できるものであり、その形態によって以下の（１）、（２）に大別され、事業によって利益が生まれることは差し支えありません。**

自主事業に関する会計は、指定管理業務（施設の管理・運營業務）とは別会計としてください。

参加者の募集にあたっては広く行い、**参加料の設定については他の民間事業者が実施する類似事業と同程度を上限とし、誰もが参加しやすいものとしてください。**

また、事業内容は、区民にとっての地域の身近な運動の場としての施設設置目的を踏まえ、**子どもから高齢者まで幅広い対象者に向けた事業計画**としてください。

#### **（１）各室場を利用して行う事業**

条例・規則において利用料金、利用時間枠を定める以下の室場を利用した自主事業については、それぞれに示す範囲内において、指定管理者は独占的に利用して各種教室等の事業を行うことができます。（指定管理者が自主事業で施設を使用する場合、使用料の減免については区と協議のうえ決定する）

なお、下記範囲以外の時間枠での事業実施については、区と協議のうえ決定することとします。

##### ① 運動広場

- ・土曜、日曜、祝休日を除く平日
- ・週２回程度、各２時間以内

##### ② 第２運動広場

- ・個人利用枠（１５～１７時）内で、土曜、日曜、祝休日を除く平日週１回程度
- ・団体利用枠（９～１２時、１２～１５時）内で、月曜、水曜、木曜のうち週１回程度

##### ③ 体育室

- ・土曜、日曜、祝休日を除く平日
- ・週１回程度、２時間以内

※公募にあたり以下の事項について、特に積極的な提案を求めます。

- ・スポーツになじみのない人、関心が低い層へのアプローチとなるような取組み
- ・新規利用者が継続して参加し、運動習慣化につながるような取組み
- ・子どもから高齢者までを対象とした幅広い年齢層を対象とした取組み

## **(2) 自動販売機の設置等、主として収益を目的として実施する事業**

### ・自動販売機の設置

施設に自動販売機の設置を予定する場合、「世田谷区自動販売機の設置による公有財産の有効活用指針」に基づく行政財産の貸付契約とします。その際、指定管理者は入札等により設置事業者を選定し、区に収入、会計上の処理報告をすることを条件とします。

貸付料は、指定管理者が設置事業者から得る収入の20%とし、別途電気料金の実費分を区にお支払いいただきます。(子メーターを設置してください)

## **2. 利益の扱いについて**

上記自主事業(1)の実施により発生した利益は、当該事業の実施経費に充て、実施経費との差分は指定管理者の収入とします。なお、指定管理者からの提案により区への返還や次年度指定管理料の減額等を行う場合は、事前に区への協議が必要です。

## **3. 事業実施スケジュール**

前年度	9月	自主事業(収支)計画書提出
実施年度	4月～翌3月	自主事業実施
	11月	上半期貸付料の納付(行政財産の貸付契約による自動販売機を設置する場合)
翌年度	4月	実施報告書提出、区による内容確認
	5月	下半期貸付料の納付(行政財産の貸付契約による自動販売機を設置する場合)